

# 九州看護福祉大学学則

## 第1章 総則

### 第1節 目的

(目的)

第1条 九州看護福祉大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、学術の中心として広く知識を授けると共に、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、人間性豊かな人材の育成をめざし、もって文化の発展に寄与し、新たな社会の需要に応え、国民の保健と福祉の向上に貢献することを目的とする。

### 第2節 自己評価等

(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、別に委員会を組織し、必要な事項を定めて実施するものとする。

### 第3節 組織

(学部、学科及び学生定員)

第3条 本学に、看護福祉学部を置く。

2 前項の学部に置く学科及び学生定員は、次のとおりとする。

看護学科	入学定員 100人	収容定員 400人
社会福祉学科	入学定員 80人	収容定員 320人
リハビリテーション学科	入学定員 60人	収容定員 240人
鍼灸スポーツ学科	入学定員 40人	収容定員 160人
口腔保健学科	入学定員 50人	収容定員 200人

3 削除

4 削除

(学部、各学科における教育研究上の目的)

第3条の2 本学の看護福祉学部は、保健・医療・福祉それぞれの分野を統合し、医療や介護、生活援助、リハビリを必要とする人々が持つ残存能力や機能を生かしたケアの理念に基づく「看護・リハビリと福祉の実践」を通して、豊かで質の高い生活設計を創造できる人材を養成することを目的とする。

2 本学の各学科における教育研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 看護学科は、看護の対象者である“人”を理解することを基本に、保健・医療・福祉の三領域について総合的に教育研究を行い、生活者の心身の健康及び地域の健康問題を捉え、それを解決する能力を持ち、あわせて幸福や生きる意味について生活者と共に考えることの出来る人間学的知見をも有した人材を養成することを目的とする。

二 社会福祉学科は、社会福祉の分野を中心に、社会の変化に伴う諸課題に応えるべく、生活者の視点から当事者並びに家族、地域住民を含む多くの“人”を対象に解決すべき諸問題を捉えて、理論的、実践的な教育と研究を行い、社会福祉の領域はもとより、医療福祉や福祉行政等においても活躍できる有能な人材を養成することを目的とする。

三 リハビリテーション学科は、その対象者である“人”を理解することを基本に、保健・医療・福祉に関する専門的で高度な知識、技術についての教育研究を行い、広い視野と良識ある教養を持ち、チーム医療を担う一員として総合的かつ横断的な知識、判断力を有し、保健・医療・福祉の現場における対応能力に優れた人材を養成することを目的とする。

四 鍼灸スポーツ学科は、その対象者である“人”を理解することを基本に、鍼灸スポーツ学を主体とした保健・医療・福祉に関する専門的で高度な知識、技術についての教育研究を行い、広い視野と良識ある教養を持ち、医学的、科学的検証に必要な知識及び判断力を有し、生活者への対応能力に優れた人材を養成することを目的とする。

五 口腔保健学科は、その対象者である“人”を理解することを基本に、口腔保健学を主体とした保健・医療・福祉に関する専門的で高度な知識、技術についての教育研究を行い、広い視野と良識ある教養を持ち、歯科疾患の予防と歯科保健指導に必要な知識及び判断力を有し、生活者への対応能力に優れた人材を養成することを目的とする。

(大学院)

第3条の3 本学に、大学院を置く。

- 2 大学院に、看護福祉学研究科を置く。
- 3 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻科)

第3条の4 本学に、助産学専攻科を置く。

- 2 助産学専攻科に関し必要な事項は、別に定める。

(附属施設)

第4条 本学に、下記の附属施設を置く。

- 2 本学に、附属図書館を置く。
- 3 本学に、附属鍼灸臨床センターを置く。
- 4 附属施設に関し必要な事項は、別に定める。

(保健管理センター)

第4条の2 本学に、保健管理センターを置く。

- 2 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

(基礎・教養教育研究センター)

第4条の3 本学に基礎・教養教育研究センターを置く。

- 2 基礎・教養教育研究センターに関し必要な事項は、別に定める。

(看護キャリア開発支援センター)

第4条の4 削除

(情報基盤センター)

第4条の5 本学に情報基盤センターを置く。

2 情報基盤センターに関し必要な事項は、別に定める。

(生涯教育研究センター)

第4条の6 本学に生涯教育研究センターを置く。

2 生涯教育研究センターに関し必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第5条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関し必要事項は、別に定める。

#### 第4節 職員組織

(職員組織)

第6条 本学に、学長、学科長、基礎・教養教育研究センター長、附属図書館長、附属鍼灸臨床センター長、保健管理センター長、情報基盤センター長、生涯教育研究センター長、教授、准教授、専任講師、助教、助手、事務局長、事務局次長、課長、その他必要な職員を置く。

2 本学に、学長が必要と認めた場合、副学長を置くことができる。

3 職員組織に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第5節 教授会

(教授会)

第7条 本学に、本学の重要な事項を審議するため教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの。

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

5 その他教授会に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第6節 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を次の学期に分ける。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、必要があると認める場合は、前項に定める学期の開始日及び終了日を変更することができる。

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 本学の創立記念日 5月17日

四 春季休業 3月20日から4月5日まで

五 夏季休業 7月25日から9月13日まで

六 冬季休業 12月20日から1月10日まで

2 学長は、必要があると認める場合は、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、必要があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、休業日であっても授業を行う日を設けることができる。

## 第2章 通則

### 第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第11条 学部の修業年限は、4年とする。

(長期履修学生)

第11条の2 本学において、職業を有している等の事情により第11条の定めを超えて在学することを志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て学長は、長期履修学生として入学を許可することができる。

(在学年限)

第12条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第18条及び第19条の規定により入学した学生は、第21条の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

### 第2節 入学

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、編入学、再入学、転入学及び特別の必要がありかつ、教育上支障がない場合は、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第14条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）

三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文

部科学大臣の指定した者

- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- 八 その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者  
(入学の出願)

第15条 本学への入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期及び方法については別に定める。

(入学者の選考)

第16条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第17条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、入学に関する書類に添えて、入学金及び授業料その他納付金を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

3 前2項にかかわらず、学長は延納・分納願が認められた者に入学を許可することができる。

(編入学)

第18条 学長は、本学への編入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て相當年次への編入学を許可することができる。

2 編入学について必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第19条 学長は、他の大学に在学する者で、本学への入学を志願するものがあるときは、選考の上、教授会の議を経て相當年次に転入学を許可することができる。

(転学科)

第19条の2 学長は、本学に学籍を有する者で、他の学科へ転学科を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て相当年次に転学科を許可することができる。

2 転学科に関する規程は別に定める。

(再入学)

第20条 学長は、本学を退学した者で、本学への再入学を志願するものがあるときは、選考の上、教授会の議を経て相当年次に再入学を許可することができる。

(編入学等の場合の取扱い)

第21条 前4条に規定する入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

### 第3節 教育課程及び履修方法等

#### (教育課程)

第22条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び教育職員免許に関する科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

#### (授業科目)

第23条 授業科目的名称及び単位数は別表Ⅰのとおりとする。

2 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、学則第37条に規定するもののほか、教育職員免許法及び同施行規則の定めにより、別表Ⅳ及び九州看護福祉大学教職課程履修規程に定める科目及び単位を取得しなければならない。

3 本学において所要資格を取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

看護学科	高等学校教諭一種免許状（看護） 養護教諭一種免許状
社会福祉学科	高等学校教諭一種免許状（福祉） 養護教諭一種免許状
鍼灸スポーツ学科	高等学校教諭一種免許状（保健体育） 中学校教諭一種免許状（保健体育）
口腔保健学科	養護教諭一種免許状

4 本学社会福祉学科において精神保健福祉士の国家試験受験資格を取得するためには、学則第37条に規定するもののほか、別表Ⅴに規定する科目及び単位を取得しなければならない。

5 本学に、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく介護福祉士養成課程として看護福祉学部社会福祉学科介護福祉士コース（以下「本コース」という。）に入学定員10名を置く。なお、本コースにおいて介護福祉士国家試験受験資格を取得するためには、学則第37条に規定するもののほか、別表Ⅵに規定する科目及び単位を取得しなければならない。

#### 6 削除

7 本学に、理学療法士及び作業療法士法に基づく理学療法士養成課程として看護福祉学部リハビリテーション学科理学療法専攻に入学定員60名を置く。なお、理学療法専攻において理学療法士の国家試験受験資格を取得するためには、別表Ⅰに規定する科目及び単位を取得しなければならない。

8 本学に、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づくはり師、きゅう師養成課程として、看護福祉学部鍼灸スポーツ学科を置く。なお、鍼灸スポーツ学科においてはり師、きゅう師の国家試験受験資格を取得するためには、別表Ⅰに規定する科目及び単位を取得しなければならない。

9 本学に、歯科衛生士法に基づく歯科衛生士養成課程として、看護福祉学部口腔保健学科を置く。なお、口腔保健学科において歯科衛生士の国家試験受験資格を取得するため

には、別表Ⅰに規定する科目及び単位を取得しなければならない。

- 10 本学鍼灸スポーツ学科に、「スポーツ教育コース」、「コミュニティスポーツコース」、「トレーニング科学コース」の3つのコースを置く。なお、本条第3項の規定により教育職員免許状を取得するためには「スポーツ教育コース」に所属しなければならない。
- 11 本学に、保健師助産師看護師法に基づく保健師養成課程（以下「保健師課程」という。）を置き、選択可能人数を20名とする。なお、この選択可能人数は看護学科入学定員に含まれ、保健師の国家試験受験資格を取得するためには、学則第37条に規定するものほか、別表VIIIに規定する科目及び単位を全て取得しなければならない。

（単位計算方法）

第24条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- 3 授業科目の履修方法その他必要な事項は、別に定める。

（1年間の授業期間）

第25条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

（単位の授与）

第26条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、第24条第2項の授業科目については、別に定める方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第27条 教育上有益と認められるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（大学以外の教育施設等における学修）

第28条 教育上有益と認められるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により、与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第29条 本学に入学する以前に学生が大学、又は短期大学において履修した授業科目の修得単位について、教育上有益と認めるときは、これを本学において入学した後の授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

2 前項の単位認定は、編入学、転学等の場合を除き30単位を超えないものとする。

(成績)

第30条 授業科目の試験の成績は、A、B、C及びDの4種の評語をもって表し、A、B、Cを合格とする。

#### 第4節 休学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第31条 疾病その他特別の理由により2ヵ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められるものについては、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間及び復学)

第32条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、教授会の議を経て学長は1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第12条の在学期間に算入しない。

4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第33条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第34条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て、留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第12条の在学期間に含めることができる。

3 第27条の規定は、第1項の許可を得て留学する場合に準用する。

(退学)

第35条 退学しようとする者は、別に定めるところにより、学長の許可を受けなければならぬ。

(除籍)

第36条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- 一 授業料の納付を怠り、督促してもなお納入しない者
- 二 第12条に定める在学年限を超えた者
- 三 第32条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- 四 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

#### (復籍)

第36条の2 前条第一号に該当し除籍となった者から、当該除籍の事由となった授業料を納付して復籍の願い出があったときは、教授会の議を経て、学長が復籍することが出来る。

2 復籍の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

### 第5節 卒業及び学位

#### (卒業)

第37条 本学に4年（第18条及び第19条の規定により入学した者については、第21条の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、別表Ⅱに定める所定の授業科目を履修し、所定の単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

#### (卒業認定の時期)

第37条の2 卒業の認定は、学年の終わりに行う。ただし、学長が特に必要と認めたときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、卒業を認定することができる。

#### (学位)

第38条 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。

2 学位及びその様式について必要な事項は、九州看護福祉大学学位規程で定める。

### 第6節 賞罰

#### (表彰)

第39条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

#### (懲戒)

第40条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由がなくて、出席常でない者
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

### 第7節 研究生、委託生、科目履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

#### (研究生)

第41条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、選考の上教授会の議を経て学長は、研究生として入学を許可することができる。

#### (委託生)

第42条 本学において、官公庁、学校、団体等からその所属する職員に特定の事項について研修させるため委託があるときは、選考の上、教授会の議を経て学長は、委託生とし

て入学を許可することができる。

(科目履修生)

第43条 本学において、一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、選考の上教授会の議を経て学長は、科目履修生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第44条 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下この条において同じ。）の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学又は短期大学との協議に基づき学長は、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第45条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て学長は、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生に対しては、第23条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(委任)

第46条 前5条に定めるもののほか、研究生、委託生、科目履修生、特別聴講学生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第8節 入学検定料・入学金及び授業料その他納付金

(入学検定料・入学金及び授業料その他納付金)

第47条 入学検定料並びに入学金、授業料その他納付金の額は、別に定める。

2 本学に在学する学生は、在学期間に相応する授業料その他納付金を納入しなければならない。ただし、休学中の授業料その他納付金については、別に定めるところにより、その一部を免除することができる。

3 授業料その他納付金は、一括納入を原則とする。ただし、当分の間、二期に分けて納入することができる。

4 一期分の授業料その他納付金は、毎年4月20日まで、二期分の授業料その他納付金は毎年9月20日までに納入しなければならない。ただし、入学年度の一期分の授業料その他納付金については、入学者選抜試験の試験区分により定められた納入期限までに納入しなければならない。

5 既に納入した入学検定料及び授業料その他納付金は、原則として返還しない。

(授業料その他納付金の減免、延納又は分納)

第48条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、所定の手続きを経て、授業料その他納付金の全部又はその一部を減免し、若しくは延納又は分納することができる。

一 天災その他の災害等、やむを得ない理由により授業料その他納付金の納付が困難であると認められる者

二 前号以外の経済的理由等、やむを得ない理由により所定の期日までに授業料その他納付金の納付が困難な者

三 その他本学が定める規程等において、授業料その他納付金の減免が規定されている者

(授業料その他納付金の徴収)

第49条 学期の中途で退学し又は除籍された者の当該学期分の授業料その他納付金は、原則として全額徴収する。ただし、第36条第四号の規定により除籍処分を受けた場合は、本条の規定にかかわらず、未納の授業料その他納付金を免除することができる。

2 停学期間中の授業料その他納付金は、全額徴収する。

第9節 公開講座

(公開講座)

第50条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 前項の公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第10節 補則

第51条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

2 第3条の規定にかかわらず、同条中の収容定員については、次表に掲げる年度にあつては、同表に掲げる人数にそれぞれ読み替えるものとする。

学 科	年 度	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	第 4 年 次	収容定員
看 護 学 科	平成10年度	100人	—	—	—	100人
	平成11年度	100人	100人	—	—	200人
	平成12年度	100人	100人	100人	—	300人
社会福祉学科	平成10年度	200人	—	—	—	200人
	平成11年度	200人	200人	—	—	400人
	平成12年度	200人	200人	200人	—	600人
	平成22年度	110人	200人	200人	200人	710人
	平成23年度	110人	110人	200人	200人	620人
	平成24年度	110人	110人	110人	200人	530人
	平成29年度	80人	110人	110人	110人	410人
	平成30年度	80人	80人	110人	110人	380人
	平成31年度	80人	80人	80人	110人	350人
リハビリテーション学科 理学療法専攻	平成18年度	60人	—	—	—	60人
	平成19年度	60人	60人	—	—	120人
	平成20年度	60人	60人	60人	—	180人
鍼灸スポーツ学科	平成22年度	40人	—	—	—	40人
	平成23年度	40人	40人	—	—	80人
	平成24年度	40人	40人	40人	—	120人
口腔保健学科	平成22年度	50人	—	—	—	50人
	平成23年度	50人	50人	—	—	100人
	平成24年度	50人	50人	50人	—	150人

## 附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

この学則は、平成13年4月1日から施行する。なお、別表Ⅲは、平成12年11月1日より適用する。

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成14年12月19日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

## 附 則

1 この学則は、平成16年10月8日から施行する。

2 この学則改正前の別表Ⅲの適用を受けた者は、在学期間中、改正前の別表Ⅲによるものとする。

## 附 則

この学則は、文部科学大臣認可の日（平成16年11月30日）から施行する。

## 附 則

この学則は、平成17年3月30日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成18年12月12日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

## 附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成20年5月27日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

## 附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成21年5月27日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第37条の2については、同日に在籍する全ての学生に適用する。

## 附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。これ以前に入学し在学する者は従前の例

による。

#### 附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。この学則の制定に伴い、九州看護福祉大学看護キャリア開発支援センター規程（平成23年9月22日制定）及び九州看護福祉大学看護キャリア開発支援センター認定看護管理者教育課程細則（平成23年9月22日制定）は廃止する。

#### 附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度入学生から適用する。

#### 附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。なお、第19条の2の転学科に関する規定については、平成24年4月1日以降に入学した者に適用する。

#### 附 則

1 この学則は、平成27年5月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

2 別表I看護福祉学部口腔保健学科の授業科目の名称及び単位数並びに別表II口腔保健学科の授業科目の区分については、平成28年度入学生から適用する。

#### 附 則

1 この学則は、平成27年9月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

2 別表I看護福祉学部リハビリテーション学科の授業科目の名称及び単位数並びに別表IIリハビリテーション学科の授業科目の区分については、平成28年度入学生から適用する。

#### 附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表IV高等学校教諭一種免許（福祉）に関する科目（社会福祉学科）、養護教諭一種免許に関する科目（社会福祉学科）及び養護教諭一種免許に関する科目（口腔保健学科）については、平成28年度入学生から適用する。

#### 附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

別表 I  
看護福祉学部 看護学科 の授業科目の名称及び単位数

授業科目の名称		必修	選択	授業科目の名称		必修	選択
人間と生活の理解	文学		2	生体の科学	解剖生理学III	2	
	心理学		2		生化学	2	
	教育学		2		生体機能・形態演習	2	
	哲学		2		医用工学	2	
	法学		2		病態生理学I	2	
	日本国憲法		2		病態生理学II	2	
	社会学 I		2		病態生理学III	2	
	社会学 II		2				
	コミュニケーション論	2					
	カウンセリング論	2					
共通科目	体育		2	専門分野I			
	比較文化論		2		看護技術 I	2	
	英語 I		2		看護技術 II	2	
	英語 II		2		看護技術 III	2	
	英会話 I		2		基礎看護学実習	3	
	英会話 II		2		臨床看護学総論	2	
	中国語会話 I		2	専門科目	小児看護学 I	2	
	中国語会話 II		2		小児看護学 II	2	
	韓国語会話 I		2		小児看護学実習	2	
	韓国語会話 II		2		成人看護学 I	2	
	点字		2		成人看護学 II	3	
	手話		2		成人看護学 III	1	
科学的思考の基盤	統計学		2		成人看護学実習 I	3	
	情報リテラシー		2		成人看護学実習 II	3	
	環境科学		2		老年看護学 I	2	
	ライフサイエンス I		2		老年看護学 II	2	
	ライフサイエンス II		2		老年看護学実習 I	2	
	アカデミックスキルズ		2		老年看護学実習 II	2	
共通専門科目	臨床心理学		2		精神看護学 I	2	
	看護学概論		2		精神看護学 II	2	
	社会福祉の原理と政策 I		2		精神看護学実習	2	
	地域保健論		2		母性看護学 I	2	
	在宅療養支援チーム協働論		2		母性看護学 II	2	
	行動療法論		2		母性看護学実習	2	
	解剖生理学 I		2		リハビリテーション看護	2	
	解剖生理学 II		2		看護専門演習 I	2	
	生活栄養学		2		看護専門演習 II	2	2
	感染症学		2		看護専門演習 III	2	2
	薬理学		2	統合分野	関係法規	2	
	国際協力論		2		在宅看護学	4	
	危機管理と災害支援		2		在宅看護学実習	2	
	災害支援演習		2		公衆衛生看護学概論	2	
	生命倫理		2		看護マネジメント	2	
	発達心理学		2		家族看護学	2	
	環境衛生学		2		看護教育学	2	2
					国際保健活動論	2	2
					看護政策論	2	2
					看護統合演習 I	1	

備考 本表は令和3年4月1日に入学した者から適用し、これ以前に入学し在学する者は従前の例による。

## 看護福祉学部 社会福祉学科 の授業科目の名称及び単位数

(1 / 2)

授業科目の名称		必修	選択	授業科目の名称		必修	選択
人間と生活の理解	文学		2	基礎専門科目	社会福祉の原理と政策Ⅱ		2
	心理学		2		社会保障論Ⅰ		2
	教育学		2		社会保障論Ⅱ		2
	哲学		2		貧困に対する支援		2
	法學		2		児童・家庭福祉論		2
	日本国憲法		2		高齢者福祉論		2
	社会学Ⅰ		2		障害者福祉論		2
	社会学Ⅱ		2		地域福祉と包括的支援体制Ⅰ		2
	ボランティア論		2		地域福祉と包括的支援体制Ⅱ		2
	コミュニケーション論		2		ソーシャルワーク論Ⅰ		2
共通科目	カウンセリング論		2		ソーシャルワーク論Ⅱ		2
	体育		2		医学概論		2
	比較文化論	2	2		基礎演習Ⅰ		2
	英語Ⅰ		2		基礎演習Ⅱ		2
	英語Ⅱ		2	必修科目	社会福祉特別演習Ⅰ	2	
	英会話Ⅰ		2		社会福祉特別演習Ⅱ	2	
	英会話Ⅱ		2		卒業研究論文	4	
ことばと文化	中国語会話Ⅰ		2	専門科目 第1群「くらし」を「社会のしくみ」から考える「地域福祉実践科目群	児童・家庭福祉実践論		2
	中国語会話Ⅱ		2		高齢者福祉実践論		2
	韓国語会話Ⅰ		2		障害者福祉実践論		2
	韓国語会話Ⅱ		2		保健医療と福祉		2
	ドイツ語Ⅰ		2		障害児療育支援論		2
	ドイツ語Ⅱ		2		権利擁護を支える法制度		2
	点字		2		刑事司法と福祉		2
	手話		2		福祉サービスの組織と経営		2
	統計学	2	2		ソーシャルワーク論Ⅲ		2
	情報リテラシー		2		ソーシャルワーク論Ⅳ		2
科学的思考の基盤	環境科学		2		ソーシャルワーク論Ⅴ		2
	ライフサイエンスⅠ		2		ソーシャルワーク論Ⅵ		2
	ライフサイエンスⅡ		2		ソーシャルワーク演習Ⅰ		2
	アカデミックスキルズ		2		ソーシャルワーク演習Ⅱ		2
	臨床心理学	2	2		ソーシャルワーク演習Ⅲ		2
	看護学概論		2		ソーシャルワーク演習Ⅳ		1
	社会福祉の原理と政策Ⅰ		2		ソーシャルワーク演習Ⅴ		2
	地域保健論		2		ソーシャルワーク演習Ⅵ		1
	在宅療養支援チーム協働論		2		ソーシャルワーク実習Ⅰ		5
	行動療法論		2		ソーシャルワーク実習Ⅱ		1
共通専門科目	解剖生理学Ⅰ		2		ソーシャルワーク実習指導Ⅰ		2
	解剖生理学Ⅱ		2		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ		2
	生活栄養学		2		ソーシャルワーク実習指導Ⅲ		2
	感染症学		2				
	薬理学		2				
	国際協力論		2				
	危機管理と災害支援		2				
	発達心理学		2				
	生命倫理		2				

授業科目の名称			必修	選択	授業科目の名称			必修	選択
専門科目	第2群「くらし」を「ころとからだ」から考える「福祉臨床科目群」	第3群「くらし」の文化支援科目群	専門科目	実践強化科目	教職に関する科目				
	こころのしくみの理解		2			生活支援技術IV		4	
	発達と老化の理解		2			生活支援技術V		4	
	こころとからだのしくみI		2			生活支援技術VI		4	
	こころとからだのしくみII		2			認知症の理解 I		2	
	発達と加齢現象		2			認知症の理解 II		2	
	感覚・知覚の行動心理		2			障害の理解		2	
	学習と人間行動		2			介護過程 I		2	
	認知と人間行動		2			介護過程 II		2	
	臨床発達心理学		2			介護過程 III		4	
	心理学概論		2			介護過程 IV		2	
	健康相談論		2			介護総合演習 I		2	
	病態生理学 I		2			介護総合演習 II		2	
	環境衛生学		2			介護総合演習 III		2	
	公衆衛生学		2			介護総合演習 IV		2	
	精神保健 I		2			介護総合演習 V		2	
	精神保健 II		2			介護実習 I		2	
	精神医学 I		2			介護実習 II		2	
	精神医学 II		2			介護実習 III		2	
	精神保健福祉の原理 I		2			介護実習 IV		2	
	精神保健福祉の原理 II		2			介護実習 V		2	
	精神障害リハビリテーション論		2			医療的ケアの基礎 I		2	
	精神保健福祉制度論		2			医療的ケアの基礎 II		2	
	ソーシャルワークの理論と方法(専門) I		2			医療的ケアの実践		1	
	ソーシャルワークの理論と方法(専門) II		2			医療的ケア実習		2	
	精神保健福祉援助演習 I		2			社会福祉調査の基礎		2	
	精神保健福祉援助演習 II		2			学校ソーシャルワーク演習		2	
	精神保健福祉援助演習 III		2			心理学研究法		2	
	精神保健福祉援助実習指導 I		4			心理統計学基礎		4	
	精神保健福祉援助実習指導 II		2			心理学基礎実験 I		2	
	精神保健福祉援助実習 I		5			心理学基礎実験 II		2	
	精神保健福祉援助実習 II		1			福祉科教育法 I		2	
	災害支援演習		2			福祉科教育法 II		2	
	介護の理論と技術		2			学校保健		2	
	社会・組織の心理		2			養護概説		2	
	学校教育の心理学		2			養護実践論		2	
	学校ソーシャルワーク論 I		2			看護学各論		2	
	学校ソーシャルワーク論 II		2			基礎看護技術		4	
	介護の基本 I		2			教育原理		2	
	介護の基本 II		2			教職論		2	
	介護の基本 III		2			教育行政論		2	
	介護の基本 IV		2			特別支援教育総論		2	
	介護の基本 V		2			教育課程論		2	
	介護の基本 VI		2			道徳教育の指導法		2	
	コミュニケーション技術 I		2			特別活動・総合的な学習の時間の指導法		2	
	コミュニケーション技術 II		2			教育方法論		2	
	生活支援技術 I		2			生徒指導・進路指導論		2	
	生活支援技術 II		2			生徒指導論		2	
	生活支援技術 III		4			教育相談(カウンセリングを含む)		2	

備考 本表は令和3年4月1日に入学した者から適用し、これ以前に入学し在学する者は従前の例による。

看護福祉学部 リハビリテーション学科 の授業科目の名称及び単位数

授業科目の名称		必修	選択	授業科目の名称		必修	選択
共通科目	人間と生活の理解	心理学	2	基礎理学療法学	理学療法概論	2	
		教育学	2		運動学	2	
		哲学	2		運動学演習	1	
		法學	2		バイオメカニクス	2	
		社会学 I	2		バイオメカニクス演習	1	
		コミュニケーション論	2		理学療法評価学 I	2	
		カウンセリング論	2		理学療法評価学 II	2	
	ことばと文化	体育	2		理学療法評価学 III	2	
		英語 I	2		理学療法評価学 IV	2	
共通専門科目	科学的基本的盤思考	英語 II	2		理学療法評価学演習	1	
		英会話 I	2		運動療法学	2	
		英会話 II	2		運動療法学演習	1	
		手話	2		物理療法学	2	
		情報リテラシー	2		義肢・装具学	2	
	科学的基本的盤思考	生命倫理	2		日常生活行動学	2	
		ライフサイエンス I	2		日常生活行動学演習	1	
		ライフサイエンス II	2		生活環境学	2	
		アカデミックスキルズ	2		地域理学療法学	2	
専門科目	在宅療養支援チーム協働論		2		基礎理学療法学特講	1	
	解剖生理学 I		2		研究方法論	2	
	解剖生理学 II		2	専門科目	運動器理学療法学	2	
	生活栄養学		2		運動器理学療法学演習 I	1	
	感染症学		2		運動器理学療法学演習 II	1	
	薬理学		2		運動器理学療法学特講	1	
	医用工学		2		神経理学療法学	2	
	国際協力論		2		神経理学療法学演習 I	1	
					神経理学療法学演習 II	1	
専門基礎科目	専門基礎科目	機能解剖学 I	2	臨床理学療法学	神経理学療法学特講	1	
		機能解剖学 II	2		内部障害理学療法学	2	
		解剖生理学 III	2		内部障害理学療法学演習 I	1	
		解剖生理学演習	1		内部障害理学療法学演習 II	1	
		解剖生理学特講	1		内部障害理学療法学特講	1	
		運動生理学	2		スポーツ理学療法学	2	
		人間発達学	2		老人理学療法学	2	
		病態生理学 I	2		がんのリハビリテーション学	2	
		病態生理学 II	2		小児理学療法学	2	
		病態生理学 III	2		小児理学療法学演習	1	
		精神医学	2	臨床実習	地域見学実習	1	
		リハビリテーション概論	2		評価実習	10	
		リハビリテーション医学 I	2		総合臨床実習	10	
		リハビリテーション医学 II	2	卒業研究	卒業研究		4
		リハビリテーション医学 III	2				

備考 本表は令和3年4月1日に入学した者から適用し、これ以前に入学し在学する者は従前の例による。

看護福祉学部 鍼灸スポーツ学科 の授業科目の名称及び単位数

授業科目の名称		必修	選択	自由	授業科目の名称		必修	選択	自由	
共通科目	人間と生活の理解	文学 心理学 発達心理学 スポーツ心理学 教育学 哲学 法学 日本国憲法 社会学 I 社会学 II スポーツ社会学 コミュニケーション論 カウンセリング論 体育	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		はりき臨床う学	東洋医学臨床論 I 東洋医学臨床論 II 鍼灸安全管理学 はりきゅう理論 鍼灸医学総合演習 臨床コミュニケーション II (演習) 鍼灸診断学	2 2 2 2 2 1 2		
	ことばと文化	比較文化論 英語 I 英語 II 英会話 I 英会話 II 中国語会話 I 中国語会話 II 韓国語会話 I 韓国語会話 II 点字 手話	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		きゅう學	社会鍼灸学 社会鍼灸学演習(施設見学を含む)	2	2	
		武道 ダンス 水泳 陸上競技 体操 球技 野外活動 エアロビクス実習 テーピングコンディショニング 運動処方演習 臨床心理学 看護学概論 リハビリテーション概論 社会福祉の原理と政策 I 在宅療養支援チーム協働論 発育発達論 スポーツ経営学 健康管理とスポーツ医学 スポーツ外傷・障害の基礎知識 I 体力測定・評価 体力測定評価法 スポーツ傷害の評価 研究方法論 卒業研究論文 国際協力論 危機管理と災害支援 災害支援演習	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
		解剖学 I 解剖学 II 組織学 生理学 I 生理学 II 生理学 III(講義・演習) 生化学 生活栄養学(スポーツ栄養学 I) 医用工学 スポーツ医学概論 バッテムニクス 運動生理学 機能解剖学 I 生命倫理	2 2 2 2 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	総合領域	アスレティックトレーナー概論 アスレティックリハビリテーション論 アスレティックリハビリテーション I アスレティックリハビリテーション II スポーツコンディショニング 健康教育概論 トレーニング論 コーチング論 メントルメント論 運動学 学校保健 精神保健 I スポーツコンディショニング概論 スポーツ栄養学 II 機能解剖学 II アスレティックトレーナー専門実習 I アスレティックトレーナー専門実習 II アスレティックトレーナー専門実習 III アスレティックトレーナー専門実習 IV アスレティックトレーナー専門実習 V アスレティックトレーナー専門実習 VI スポーツ外傷・障害の基礎知識 II 体育原理 身体の測定・評価 フィットネスマジメント実習	2 4	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
		病理学(講義・演習) 薬理学 感染症学 リハビリテーション医学	2 2 2 2	2 2 2 2	自由選択科目					
	専門科目	予防及び回復の促進	臨床診断学 臨床候診学 臨床病態生理学 I 臨床病態生理学 II 臨床病態生理学 III	2 2 2 2 2	2 2 2 2 2					
		はりきゅうの理念	医事法規 社会保障論 地域保健論 健康相談論 救急処置法 医学概論	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2					
		はりきゅう学	東洋医学概論 I 東洋医学概論 II 経絡経穴学概論 I 経絡経穴学概論 II 臨床コミュニケーション I (演習)	2 2 2 2 1	2 2 2 2 1					

備考 本表は令和3年4月1日に入学した者から適用し、これ以前に入学し在学する者は従前の例による。

看護福祉学部 口腔保健学科 の授業科目の名称及び単位数

授業科目の名称		必修	選択	授業科目の名称		必修	選択
共通科目	人間と生活の理解	文学	2	医事法規	2	2	
		心理学	2	精神保健 I	2	2	
		教育学	2	健康相談論	2	2	
		哲学	2	学校保健	2	2	
		法学	2	救急処置法	2	2	
		日本国憲法	2	口腔保健衛生学	2		
		社会学 I	2	口腔保健統計学	1		
		ボランティア論	2	地域口腔保健学	1		
		カウンセリング論	2	公衆衛生学	2		
		体育	2	環境衛生学		2	
共通科目	ことばと文化	比較文化論	2	口腔保健学概論	2		
		英語 I	2	歯科衛生の展開	1		
		英語 II	2	臨床歯科医学概論	1		
		英会話 I	2	歯科臨床医学 I (保存修復・歯内療法)	2		
		英会話 II	2	歯科臨床医学 II (歯周病治療)	1		
		中国語会話 I	2	歯科臨床医学 III (補綴・高齢者)	2		
		中国語会話 II	2	歯科臨床医学 IV (小児・障がい児者)	2		
		韓国語会話 I	2	歯科臨床医学 V (矯正)	2		
		韓国語会話 II	2	口腔外科学	2		
		点字	2	歯科放射線学	1		
専門科目	科学的思考の基盤	手話	2	口腔疾患予防学	2		
		統計学	2	口腔疾患予防学実習 I (基礎技術)	2		
		情報リテラシー	2	口腔疾患予防学実習 II (う蝕予防)	2		
		環境科学	2	口腔疾患予防学実習 III (歯周病予防)	2		
		ライフサイエンス I	2	専門科目			
		ライフサイエンス II	2	歯科保健マネジメント論	1		
		アカデミックスキルズ	2	口腔介護マネジメント実習	2		
		発達心理学	2	健康教育総論	1		
		臨床心理学	2	口腔保健指導論	2		
		感覚・知覚の行動心理	2	食生活指導	2		
専門科目	人体構造と口腔機能	こころのしくみの理解	2	地域口腔保健学実習	2		
		生命倫理	2	歯科診療補助論	1		
		感染症学	2	歯科診療補助実習 I (基礎)	2		
		薬理学	2	歯科診療補助実習 II (臨床)	2		
		医用工学	2	歯科診療補助実習 III (応用)	2		
		社会福祉の原理と政策 I	2	歯科医療安全学	1		
		社会保障論	2	歯科医療管理学	1		
		看護学概論	2	臨地実習			
		介護の理論と技術	2	口腔保健臨床実習 I (早期実習)	1		
		生活栄養学	2	口腔保健臨床実習 II (基礎実習)	3		
専門科目	構造・機能の立てる	在宅療養支援チーム協働論	2	口腔保健臨床実習 III (発展実習)	6		
		国際協力論	2	口腔保健臨床実習 IV (応用実習)	4		
		危機管理と災害支援	2	地域口腔保健臨地実習	1		
		災害支援演習	2	発達支援臨地実習 I (小児)	1		
		解剖生理学 I	2	発達支援臨地実習 II (障がい児者)	2		
		解剖生理学 II	2	発達支援臨地実習 III (高齢者)	2		
		解剖生理学 III	2	障害児心理学	2		
		生化学	2	国際保健活動論	2		
		構造・機能の立てる	2	研究方法論			
		口腔解剖学	2	卒業研究			
専門科目	疾病回復の過程の立てる	口腔組織発生学	1	卒業研究論文			
		口腔生理学	1	健康教育の展開			
		口腔生化学	1	コミュニケーション			
		病態生理学 I	2	国際保健活動論			
		病態生理学 II	2	研究方法論			
		病態生理学 III	2	卒業研究			
		口腔病理学	1	卒業研究論文			
		口腔微生物学	1	健康教育の展開			
		リハビリテーション概論	2	コミュニケーション			
				国際保健活動論			
専門科目	促進			研究方法論			
				卒業研究			
				卒業研究論文			
				健康教育の展開			
				コミュニケーション			
				国際保健活動論			
				研究方法論			
				卒業研究			
				卒業研究論文			
				健康教育の展開			

備考 本表は令和3年4月1日に入学した者から適用し、これ以前に入学し在籍する者は従前の例による。

別表Ⅱ  
授業科目の区分

看護学科				
共通科目	必修	8 単位		
	選択	6 単位以上	「人間と生活の理解」から 2 単位以上	
			「ことばと文化」から 2 単位以上	
			「科学的思考の基盤」から 2 単位以上	
共通専門科目	必修	14 単位		
	選択	4 単位以上	社会福祉の原理と政策 I、地域保健論、在宅療養支援チーム協働論から 4 単位以上含む	
専門科目	必修	89単位		
	選択	4 单位以上	「専門分野 II」から 2 単位以上 「統合分野」から 2 単位以上（看護教育学、国際保健活動論、看護政策論から 2 単位以上含む）	
合計		必修111単位、選択14単位以上		
				125単位以上

備考 本表は令和3年4月1日に入学した者から適用し、これ以前に入学し在学する者は従前の例による。

社会福祉学科（介護福祉士コース除く）						
共通科目	必修	4 単位				
	選択	22単位以上	「人間と生活の理解」から 12 単位以上			
			「ことばと文化」から 4 単位以上			
			「科学的思考の基盤」から 2 単位以上			
共通専門科目	必修	2 単位				
	選択	6 単位以上				
専門科目	必修	8 単位				
	選択	82単位以上	「基礎専門科目」から16単位以上			
			「第1群」から 4 単位以上			
			「第2群」から 4 単位以上			
			「第3群」から 4 単位以上			
			各群のいずれかは 8 単位以上			
			「実践強化科目」及び「教職に関する科目」は任意選択			
合計		必修14単位、選択110単位以上				
				124単位以上		

備考 本表は令和3年4月1日に入学した者から適用し、これ以前に入学し在学する者は従前の例による。

社会福祉学科（介護福祉士コース）				
共通科目	必修	4 単位		26単位以上
	選択	22単位以上	「人間と生活の理解」から 12 単位以上(心理学、コミュニケーション論、社会学 I を含む) 「ことばと文化」から 4 単位以上 「科学的思考の基盤」から 2 単位以上	
	選択			
共通専門科目	必修	2 単位		8 単位以上
	選択	6 単位以上		
専門科目	必修	99単位 社会福祉特別演習 I、社会福祉特別演習 II、卒業研究論文、障害者福祉論、医学概論、社会保障論 I、介護の基本 I、介護の基本 II、介護の基本 III、介護の基本 IV、介護の基本 V、介護の基本 VI、コミュニケーション技術 I、コミュニケーション技術 II、生活支援技術 I、生活支援技術 II、生活支援技術 III、生活支援技術 IV、生活支援技術 V、生活支援技術 VI、介護過程 I、介護過程 II、介護過程 III、介護過程 IV、介護総合演習 I、介護総合演習 II、介護総合演習 III、介護総合演習 IV、介護総合演習 V、介護実習 I、介護実習 II、介護実習 III、介護実習 IV、介護実習 V、発達と老化の理解、認知症の理解 I、認知症の理解 II、障害の理解、こころのしくみの理解、こころとからだのしくみ I、こころとからだのしくみ II、医療的ケアの基礎 I、医療的ケアの基礎 II、医療的ケアの実践		99単位以上
合計		必修105単位、選択28単位以上		133単位以上

備考 本表は令和3年4月1日に入学した者から適用し、これ以前に入学し在学する者は従前の例による。

リハビリテーション学科				
共通科目	必修	6 単位		14単位以上
	選択	8 単位以上		
共通専門科目	必修	10 単位		10単位以上
	必修	107単位		
合計		必修123単位、選択 8 単位以上		131単位以上

備考 本表は令和3年4月1日に入学した者から適用し、これ以前に入学し在学する者は従前の例による。

鍼灸スポーツ学科				
共通科目	必修	8 単位		20単位以上
	選択	12 単位以上		
共通専門科目	必修	17 単位		23単位以上
	選択	6 単位以上	「人体の構造と機能」から 4 単位以上 「疾病の成り立ち、予防及び回復の促進」から 2 単位以上	
専門科目	必修	65単位		83単位以上
	選択	18単位以上	「保健医療福祉とはりきゅうの理念」から 4 単位以上 「総合領域」から14単位以上	
合計		必修90単位、選択36単位以上		126単位以上

備考 本表は令和3年4月1日に入学した者から適用し、これ以前に入学し在学する者は従前の例による。

口腔保健学科				
共通科目	必修	4 単位		22単位以上
	選択	18単位以上	「人間と生活の理解」から 8 单位以上 「ことばと文化」から 4 单位以上 「科学的思考の基盤」から 6 单位以上	
共通専門科目	必修	8 単位		12単位以上
	選択	4 单位以上	看護学概論又は介護の理論と技術から 2 単位以上 社会福祉の原理と政策 I 又は社会保障論から 2 单位以上	
専門科目	必修	86単位		90単位以上
	選択	4 单位以上	「歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み」から 2 单位以上 「総合領域」から 2 单位以上（卒業研究又は卒業研究論文を含む）	
合計		必修98単位、選択26単位以上		124単位以上

備考 本表は令和3年4月1日に入学した者から適用し、これ以前に入学し在学する者は従前の例による。

別表III (削除)

別表IV

高等学校教諭一種免許（看護）に関する科目  
(看護学科)

授業科目の名称	単位
看護科教育法 I	2
看護科教育法 II	2
教育原理	2
教職論	2
教育行政論	2
特別支援教育総論	2
教育課程論	2
特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2
教育方法論	2
生徒指導・進路指導論	2
教育相談(カウンセリング)を含む)	2
教育実習(事前事後指導を含む)	3
教職実践演習(高)	2

養護教諭一種免許に関する科目  
(看護学科)

授業科目の名称	単位
学校保健	2
養護概説	2
健康相談論	2
教育原理	2
教職論	2
教育行政論	2
特別支援教育総論	2
教育課程論	2
道徳教育の指導法	2
特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2
教育方法論	2
生徒指導論	2
教育相談(カウンセリング)を含む)	2
養護実習(事前事後指導を含む)	5
教職実践演習(養護教諭)	2

備考 本表は平成31年4月1日に入学した者から適用し、これ以前に入学し在学する者は従前の例による。

高等学校教諭一種免許（福祉）に関する科目  
(社会福祉学科)

授業科目の名称	単位
教育実習(事前事後指導を含む)	3
教職実践演習(高)	2

養護教諭一種免許に関する科目  
(社会福祉学科)

授業科目の名称	単位
臨床看護実習	2
養護実習(事前事後指導を含む)	5
教職実践演習(養護教諭)	2

備考 本表は令和3年4月1日に入学した者から適用し、これ以前に入学し在学する者は従前の例による。

中学校・高等学校教諭一種免許（保健体育）に関する科目（鍼灸スポーツ学科）

授業科目の名称	単位	
	中	高
保健体育科教育法 I	2	2
保健体育科教育法 II	2	2
保健体育科教育法 III	2	
保健体育科教育法 IV	2	
教育原理	2	2
教職論	2	2
教育行政論	2	2
特別支援教育総論	2	2
教育課程論	2	2
道徳教育の指導法	2	
特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2	2
教育方法論	2	2
生徒指導・進路指導論	2	2
教育相談(カウンセリングを含む)	2	2
教育実習(事前事後指導を含む)	5	3
教職実践演習(中・高)	2	2

養護教諭一種免許に関する科目  
(口腔保健学科)

授業科目の名称	単位
養護概説	2
看護学各論	2
基礎看護技術	4
臨床看護実習	2
教育原理	2
教職論	2
教育行政論	2
学校教育の心理学	2
特別支援教育総論	2
教育課程論	2
道徳教育の指導法	2
特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2
教育方法論	2
生徒指導論	2
教育相談(カウンセリングを含む)	2
養護実習(事前事後指導を含む)	5
教職実践演習(養護教諭)	2

備考 本表は平成31年4月1日に入学した者から適用し、これ以前に入学し在学する者は従前の例による。

また、各免許に共通する科目は、共通開設科目とする。

備考 本表は平成31年4月1日に入学した者から適用し、これ以前に入学し在学する者は従前の例による。

別表V

精神保健福祉士に関する科目  
(社会福祉学科)

授業科目の名称	必修	選択
精神医学 I		2
精神医学 II		2
精神保健 I		2
精神保健 II		2
精神保健福祉の原理 I		2
精神保健福祉の原理 II		2
精神障害リハビリテーション論		2
精神保健福祉制度論		2
ソーシャルワークの理論と方法(専門) I		2
ソーシャルワークの理論と方法(専門) II		2
精神保健福祉援助演習 I		2
精神保健福祉援助演習 II		2
精神保健福祉援助演習 III		2
精神保健福祉援助実習 I		5
精神保健福祉援助実習 II		1
精神保健福祉援助実習指導 I		4
精神保健福祉援助実習指導 II		2

備考 本表は令和3年4月1日から入学した者に適用し、これ以前に入学し在学する者は従前の例による。

別表VI

## 介護福祉士に関する科目

授業科目的名称		必修	選択	授業科目的名称		必修	選択
共通科目	心理学		2	介護過程 I		2	
	コミュニケーション論		2	介護過程 II		2	
	社会学 I		2	介護過程 III		4	
	教育学		2	介護過程 IV		2	
	日本国憲法		2	介護総合演習 I		2	
科専共科目門通	社会福祉の原理と政策 I	2	2	介護総合演習 II		2	
	解剖生理学 I			介護総合演習 III		2	
専門科目	障害者福祉論		2	介護総合演習 IV		2	
	医学概論		2	介護総合演習 V		2	
	社会保障論 I		2	介護実習 I		2	
	児童・家庭福祉論		2	介護実習 II		2	
	高齢者福祉論		2	介護実習 III		2	
	介護の基本 I		2	介護実習 IV		2	
	介護の基本 II		2	介護実習 V		2	
	介護の基本 III		2	発達と老化の理解		2	
	介護の基本 IV		2	認知症の理解 I		2	
	介護の基本 V		2	認知症の理解 II		2	
	介護の基本 VI		2	障害の理解		2	
	コミュニケーション技術 I		2	こころのしくみの理解		2	
	コミュニケーション技術 II		2	こころとからだのしくみ I		2	
	生活支援技術 I		2	こころとからだのしくみ II		2	
	生活支援技術 II		2	医療的ケアの基礎 I		2	
	生活支援技術 III		4	医療的ケアの基礎 II		2	
	生活支援技術 IV		4	医療的ケアの実践		1	
	生活支援技術 V		4	医療的ケア実習		2	
	生活支援技術 VI		4				

注1 本表の介護実習に関する科目は1単位当たり45時間、その他の講義及び演習は1単位当たり15時間とする。  
 備考 本表は令和3年4月1日に入学した者から適用し、これ以前に入学し在学する者は従前の例による。

別表VII (削除)

別表VIII

## 保健師課程に関する科目

授業科目的名称		単位
保健師課程科目	保健福祉行政論	2
	保健福祉行政論演習	1
	保健統計学	2
	疫学	2
	公衆衛生看護学概論	2
	公衆衛生看護活動展開論 I	2
	公衆衛生看護活動展開論 II	2
	公衆衛生看護活動展開論 III	2
	公衆衛生看護活動展開論 IV	2
	公衆衛生看護管理論 I	4
	公衆衛生看護管理論 II	2

注1 保健師課程を履修する者は、本表の授業科目はすべて必修とする。

注2 公衆衛生看護学概論については、看護学科卒業要件科目「公衆衛生看護学概論」で読替える。

備考 本課程は、平成24年度に第1年次に入学する者から適用する。